

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の  
促進に関する法律案（仮称）の早期成立を求める意見書

地域在来品種等は、農業用植物の品種の多様性の確保及び地域における農業の振興において重要であります。そこで 地域在来品種等(地域で長期にわたり栽培されてきた農業用植物の品種その他地域の農業の振興に重要な農業用植物の品種で遺伝子組換え技術又はゲノム編集技術を用いて育成されたものを除く。)の種苗の保存・利用や、又、②地域在来農産物等(地域在来品種等の種苗を用いることにより得られる収穫物)・その加工品の利用の促進に関し必要な事項を定め、施策を総合的かつ効果的に推進するという事を目的とした、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案が超党派議員により提案される見通しであります。

この法案は、農林水産大臣が、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する基本方針を定めるものとし、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進の意義や施策に関する事項などの方針を定め、都道府県、市町村に対する国の支援を講ずるものとなっています。

基本施策として国の【1】地域在来品種等の種苗の収集及び保存並びに提供等【2】技術の開発及び普及【3】人材の育成及び確保【4】連携の強化【5】関係者の活動に対する支援【6】国民の理解と関心の増進を掲げています。

これまで地域在来品種の保全等には、種を保存し普及をはかる実践をおこなってきた、広島県ジーンバンク、又、鶴岡市内でも山形在来作物研究会などが取り組み、大きな成果を上げてきました。しかしながら、予算の関係等から広島県農業ジーンバンクは、今年3月末で廃止、又、山形在来作物研究会も昨年度で解散となっています。

国の財産でもある、「地域の在来種の種苗」を保存することは、持続可能な地域農業を支える柱であり、持続可能な農業に貢献するものであります。地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律は、国としてその重要性を再認識し、自治体等の保全、利用の研究や栽培実践の取り組みに積極的な支援を規定するための法案であり、在来作物の保全と有効利用が課題である本市としても、大変重要と考えますので、鶴岡市議会は、この地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律の早期成立を求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣

農林水産大臣